

事務連絡
令和3年1月15日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への
出勤等（テレワーク等）について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

今般、令和3年1月7日及び13日付けで同基本的対処方針が改正され、11都府県が緊急事態措置の対象区域とされたところであり、緊急事態宣言の発出に当たって、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、オフィス部門等の可能な範囲で、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務の推進すること及び事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること等に御協力くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。